

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成29年12月1日（平成29年（行情）諮問第468号及び同第469号）及び同月28日（平成29年（行情）諮問第552号ないし同第555号）

答申日：平成30年6月28日（平成30年度（行情）答申第145号ないし同第150号）

事件名：特定の行政文書開示決定通知書に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

特定の情報公開開示決定に関与した職員の出勤簿の一部開示決定に関する件

特定文書番号の補正命令書に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

特定文書番号の補正命令書の決裁に関与した職員の出勤簿の一部開示決定に関する件

「審査請求に対する補正命令書について」（特定文書番号）に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

特定の審査請求の補正命令に係る決裁に関与した職員の出勤簿の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙2に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月28日付け20170728公開資第1号及び同第2号、同年9月19日付け20170818公開資第1号及び同第2号並びに同日付け20170821公開資第1号及び同第2号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、一部の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 審査請求書1（平成29年（行情）諮問第468号及び同第469

号)

ア 決裁文書の押印部分？及び、出勤簿の氏名部分（特定個人含む）を開示せよ。

イ 決裁文書の押印部分？及び、出勤簿の氏名部分（特定個人含む）は、個人情報であっても、開示対象になる情報である。

(2) 審査請求書2及び3（平成29年（行情）諮問第552号ないし同第555号）

ア 「決裁・供覧欄」の押印部分？及び、出勤簿の氏名部分を開示せよ。

イ 当該対象文書は、公務員等の職務遂行に係る情報のため、開示対象文書である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

(1) 審査請求人は、平成29年7月25日付け、同年8月16日付け及び同月18日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、別紙1に掲げる文書1ないし文書3の各開示請求（以下、併せて「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成29年7月28日付け、同年8月18日付け及び同月21日付けでこれを受け付けた。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を下記2(2)のとおり特定し、法9条1項の規定に基づき、下記3のとおり、法5条各号の不開示情報に該当する部分を除き、原処分を行った。

(3) これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、平成29年9月3日付け及び同月26日付けで、諮問庁に対して、原処分で不開示とした部分のうち法5条1号本文前段及び6号柱書きに該当するため不開示とした職員の印影部分（原処分1、3及び5）及び氏名（原処分2、4、及び6）について、開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った（なお、原処分で「法5条1号柱書き」に該当するとしたのは誤りであって、「法5条1号本文前段」が正しい。）。

(4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

#### 2 審査請求に係る行政文書

##### (1) 概要

本件対象文書は、法に基づく特定の開示請求に対する決定及びその通知に係る決裁文書（原処分1）、法に基づく特定の開示請求に対する決定及びその通知に係る決裁手続に参与した職員6名の平成29年の出勤簿（原処分2）、法に基づく特定の開示請求の開示決定に対する特定の

審査請求書の補正命令に関する決裁文書を含む行政文書一切（原処分3）、法に基づく特定の開示請求の開示決定に対する特定の審査請求の審査請求書の補正命令の決裁に関与した職員5名の平成29年の出勤簿（原処分4）、法に基づく特定の開示決定に対する特定の審査請求を処理した際の決裁文書を含む行政文書一切（原処分5）並びに法に基づく特定の開示請求の開示決定に対する特定の審査請求に係る審査請求書の補正命令の決裁に関与した職員5名の平成29年の出勤簿（原処分6）である。

## （2）本件対象文書

処分庁は、本件開示請求を受け、別紙2に掲げる文書1ないし文書10の10件の行政文書を本件対象文書として特定した。

## 3 原処分における処分庁の決定及びその理由

### （1）原処分1、原処分3及び原処分5

処分庁は、本件対象文書について、職員の氏名、官職名、印影、自筆の署名及び連絡先は法5条1号本文前段及び6号柱書きに該当するため不開示とし、開示請求者又は審査請求人の氏名、住所又は居所、連絡先（原処分1）、電話番号（原処分3及び原処分5）及び印影（原処分3及び原処分5）について、同条1号本文前段に該当するため不開示とし、その他の部分を開示する決定を行った。なお、「法5条1号柱書き」に該当するという部分2箇所はいずれも、「法5条1号本文前段」に該当するとするのが正確である。

原処分1、原処分3及び原処分5において不開示とした部分のうち、本件審査請求の対象となっている職員の印影の不開示理由は、次のとおりである。なお、原処分1、原処分3及び原処分5で「法5条1号柱書き」に該当するとしたのは誤りであって、「法5条1号本文前段」が正しい。

#### （職員の印影の不開示理由）

非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号本文前段に該当し、かつ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）における氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合と認められるため、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハにも該当しないため、不開示とした。また、当該情報を公にすることにより、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものと認められ、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とした。

### （2）原処分2、原処分4及び原処分6

処分庁は、本件対象文書について、職員の氏名、印影及び人事異動に関する情報は法5条1号本文前段及び6号柱書きに該当するため不開示とし、職員の年次休暇、病気休暇、特別休暇、欠勤及びその他休暇の取得状況に関する部分は同条1号柱書きに該当するため不開示とし、その他の部分を開示する原処分を行った。なお、「法5条1号柱書き」に該当するという部分2箇所はいずれも、「法5条1号本文前段」に該当するとするのが正確である。

原処分2、原処分4及び原処分6において不開示とした部分のうち、本件審査請求の対象となっている職員の氏名の不開示理由は、次のとおりである。なお、原処分2、原処分4及び原処分6で「法5条1号柱書き」に該当するとしたのは誤りであって、「法5条1号本文前段」が正しい。

(職員の氏名の不開示理由)

非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号本文前段に該当し、かつ申合せにおける氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合と認められるため、同号ただし書きに該当せず、また同号ただし書口及びハにも該当しないため、不開示とした。また、当該情報を公にすることにより、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものと認められ、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とした。

#### 4 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示請求に対し、処分庁が行った原処分のうち、法5条1号本文前段及び6号柱書きに該当するため不開示とした職員の印影部分及び氏名（以下「本件不開示部分」という。）について、開示することを求めるものである。

なお、原処分で「法5条1号柱書き」に該当するとしたのは誤りであって、「法5条1号本文前段」が正確である。

##### (2) 審査請求の理由

###### ア 原処分1

審査請求書に記載された審査請求の理由は、以下のとおりである。

「決裁文書の押印部分は、個人情報であっても、開示対象になる情報である。」

###### イ 原処分2

審査請求書に記載された審査請求の理由は、以下のとおりである。

「出勤簿の氏名部分（特定個人含む）は、個人情報であっても、開示対象になる情報である。」

#### ウ 原処分 3 及び原処分 5

審査請求書に記載された審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

「決裁・供覧欄の押印部分は、公務員等の職務遂行に係る情報のため、開示対象である。」

#### エ 原処分 4 及び原処分 6

審査請求書に記載された審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

「出勤簿の氏名部分は、公務員等の職務遂行に係る情報のため、開示対象である。」

### 5 審査請求人の主張に対する検討

#### (1) 審査請求人の主張の法的構成

処分庁は、本件不開示部分を、法 5 条 1 号本文前段及び 6 号柱書き該当性を理由に不開示としており、本件審査請求はそれを不当であると主張するものと思われる。そこで、原処分における本件不開示部分の法 5 条 1 号及び 6 号柱書き該当性について検討する。

#### (2) 本件に至る経緯

本件の検討に先立ち、原処分に至る経緯も処分庁の決定に影響を及ぼすものであり、検討にあたり不可欠であるため、その概要を以下に記す。

ア 本件は、審査請求人からの別件行政文書開示請求事案（以下「別件事案」という。）について、開示文書の中に審査請求人が求める文書が含まれていなかったことに端を発したものである。別件事案は、原子力発電所等における安定ヨウ素剤の事前配布方針に係る行政文書一切を求めるものであったが、その際に審査請求人が開示を求める文書は、方針決定の決裁文書とその決裁に関わった公務員等の出勤簿であり、決裁に関わった公務員等個人を刑事告訴する目的で開示請求をしている旨が、資源エネルギー庁担当者（以下「担当者」という。）に電話で伝えられていた。

イ 審査請求人は、上記別件事案に対する開示決定に不満を抱き、担当者に対し電話にて、そのような開示決定の内容は認められない旨を訴え、「刑事告訴するぞ」との発言を繰り返した。担当者からは、原子力発電所等における安定ヨウ素剤の配布は内閣府の所掌に属する事務であり、資源エネルギー庁では決裁文書を保有していない旨を口頭で伝えたが、審査請求人は聞く耳を持たず、「お前らを刑事告訴する」「お前らは被疑者だ」「もう話すことはないから法廷でやる」「法廷でぶっ潰す」などの発言を繰り返した。

ウ そして、審査請求人は、別件事案の開示決定に対する審査請求とともに、(i) 別件事案の開示決定の決裁文書及びそれに関わった者の

出勤簿，（ii）当該審査請求の形式不備を受けて処分庁が発出した補正命令の決裁文書及びそれに関わった者の出勤簿，（iii）当該審査請求の処理に関する決裁文書一切及びそれに関わった者の出勤簿，に関する開示請求を立て続けに行った。これらの開示請求は，資源エネルギー庁の同じ部署に所属する職員の出勤簿の開示を繰り返し求めるものである。

（3）法5条1号本文前段の該当性

ア 「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」について  
「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（申合せ）において，各行政機関は，その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，公にするものとされている。ここでいう特段の支障の生ずるおそれがある場合の中には，氏名を公にすることにより，個人の権利利益を害することとなるような場合が含まれる。そして，上記取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については，法5条1号ただし書イに掲げる「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」に該当することとなるとされている。

処分庁は，本件は氏名を公にすることにより，個人の権利利益を害することとなるような場合であり，特段の支障が生ずるおそれがある場合であると判断し，ゆえにこの申合せによるところの法5条1号ただし書イに該当しないと判断した。以下，その妥当性について検討する。

イ 「特段の支障」の該当事由（法5条1号ただし書イの該当性）

本件開示請求は，上記（2）にて示したとおり，公務員個人の氏名を把握することにより，その者を全く理由がないのに刑事告訴することを目的としたものであり，それゆえに氏名を公にすることにより，個人の権利利益を害することになり，特段の支障の生ずるおそれがある場合に該当すると解するのが相当である。

したがって，本件不開示部分は，法5条1号ただし書イに掲げる「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

なお，上記（2）でも示したとおり，一連の開示請求は，安定ヨウ素剤の事前配布方針の決定に関わった者の刑事告訴を行うという目的で行われているが，安定ヨウ素剤の事前配布は処分庁の所掌に属さず，そのことについての責任を処分庁に属する公務員が負うことに理由はない。

ウ 法5条1号ただし書ロ及びハの該当性

本件不開示部分は、法5条1号ただし書口及びハにも該当しない。

(4) 法5条6号柱書きの該当性

審査請求人は、本件審査請求を含め、過去の請求において処分庁に複数回にわたって問合せを行った際に、電話対応した職員の説明に対して冷静に聞く態度を全く示さず、一方的に主張をまくし立て、他業務に支障が出る程執拗に担当者に迫り、刑事告訴する旨の発言等を繰り返した。これは、行政事務の遂行に支障をもたらすのみならず、当該職員に対して危害を及ぼそうとする悪意がうかがえる。加えて、個人に関する情報である職員の出勤簿の開示請求を複数回にわたり繰り返すことは、関係職員に心理的圧力を与えることになるとも言える。

このような経緯を踏まえると、本件不開示部分に記載された情報を公にすると、関係する職員が特定され、職員の日常生活の平穩が害されるなどの危害が加えられるおそれがある。また、関係する職員に対して威圧的な電話による問合せがなされることにより、日常の行政事務の遂行が妨げられるおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載した情報は、法5条6号柱書きに規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」情報に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、本件不開示部分は、法5条1号本文前段及び6号柱書きに該当し、当該部分を不開示とした原処分は適法なものである。

5 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| ① | 平成29年12月1日 | 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第468号及び同第469号）                         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                                       |
| ③ | 同月12日      | 審議（同上）  |
| ④ | 同月28日      | 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第552号ないし同第555号）                        |
| ⑤ | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                                       |
| ⑥ | 平成30年1月29日 | 審議（同上）  |
| ⑦ | 同年6月12日    | 本件対象文書の見分及び審議（平成29年（行情）諮問第468号、同第469号及び同第552号ないし同第555号） |

⑧ 同月26日

平成29年(行情)諮問第468号, 同  
第469号及び同第552号ないし同第5  
55号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は, 別紙2に掲げる文書1ないし文書10である。

審査請求人は, 本件対象文書の不開示部分のうち, 処分庁の職員の印影及び氏名(本件不開示部分)の開示を求めていると解される。

これに対して, 諮問庁は, 本件不開示部分について, 法5条1号本文前段及び6号柱書きに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから, 以下, 本件対象文書の見分結果に基づき, 本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして, 諮問庁に対し, 本件開示請求の経緯及び本件不開示部分を不開示とすべき理由等について改めて確認させたところ, 諮問庁から次のとおり説明があった。

#### ア 本件開示請求の経緯

(ア) 本件は, 審査請求人からの別件事案について, 開示文書の中に審査請求人が求める文書が含まれていなかったことに端を発するものである。

(イ) 審査請求人は, 別件事案に対する開示決定に不満を抱き, 担当者に対し複数回にわたり電話をかけ, そのような開示決定の内容は認められない旨を執ように訴え, 「刑事告訴するぞ」との一方的な発言を繰り返した。担当者からは, 別件事案について, 処分庁においては審査請求人が求める文書を保有していない旨を口頭で伝えたが, 審査請求人は聞く耳を持たず, 「お前らを刑事告訴する」「お前らは被疑者だ」「もう話すことはないから法廷でやる」「法廷でぶっ潰す」などの威圧的な言動を繰り返した。

(ウ) そして, 審査請求人は, 別件事案の開示決定に対する審査請求とともに, (i) 別件事案の開示決定の決裁文書及びそれに関わった者の出勤簿, (ii) 当該審査請求の形式不備を受けて処分庁が発出した補正命令の決裁文書及びそれに関わった者の出勤簿, (iii) 当該審査請求の処理に関する決裁文書一切及びそれに関わった者の出勤簿に関する開示請求を立て続けに行った。

(エ) このように, 審査請求人は, 処分庁の職員の行為があたかも犯罪に当たるかのように主張し, 刑事告訴するなど威圧的な言動を行っており, 本件審査請求において, 処分庁の職員の氏名及び印影の開示を求めていることからすると, 本件開示請求の意図, 目的には,



職員に対して危害を及ぼそうとする悪意がうかがえる。したがって本件不開示部分を公にすると、別件事案において、審査請求人の一方的な主張が認められなかったこと等を理由に関係職員個人が逆恨みを受け、誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があることは否定し難い。

イ 法5条1号該当性

(ア) 本件不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(イ) 処分庁の職員は公務員であるところ、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（申合せ）によれば、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合を除き、公にするものとされており、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、氏名を公にすることにより、法5条2号ないし6号に掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合としている。

(ウ) 上記アの本件開示請求の経緯からすると、本件不開示部分を公にすると、別件事案に対する開示決定等について強い不満を抱く審査請求人により、当該職員があたかも犯罪を行ったかのようないわれのない誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があるため、当該職員の権利利益を害することとなるおそれがあり、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、本件不開示部分は、特定の個人を識別することができることとなる記述であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ 法5条6号該当性

上記アの本件開示請求の経緯については、本件不開示部分を公にすると、関係する職員が特定され、職員の日常生活の平穏が害されるなどの危害が加えられるおそれがある。また関係する職員に対して威圧的な電話による問合せがなされることにより、日常の行政事務の遂行が妨げられるおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載した情報は、法5条6号柱書きに規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」情報に該当する。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 本件開示請求の経緯については、諮問庁の上記（１）アの説明のとおり、別件事案を端緒として、審査請求人から、本件請求文書の開示請求が行われたことが認められる。

イ また、別件事案に対する開示決定に不満を抱いた審査請求人が、電話で担当者に対し、「刑事告訴するぞ」との発言を繰り返したことや、「お前らを刑事告訴する」「お前らは被疑者だ」「もう話すことはないから法廷でやる」「法廷でぶっ潰す」などの威圧的な言動を行ったとの諮問庁の説明は、これを覆すに足る事情は認められない。

ウ 本件不開示部分は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

エ 本件開示請求の経緯及び審査請求人の言動を踏まえれば、本件不開示部分を公にすると、特段の支障の生ずるおそれがあるとの諮問庁の上記（１）イ（ウ）の説明は、これを否定し難い。そうすると、本件不開示部分は、法５条１号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、特定の個人を識別することができることとなる記述であるから、法６条２項による部分開示の余地はない。

オ したがって、本件不開示部分は、法５条１号の不開示情報に該当するため、本件不開示部分を不開示としたことは、同条６号柱書きについて判断するまでもなく、妥当である。

### 3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条１号に該当すると認められるので、同条６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

別紙 1 本件請求文書

1 文書	2 諮問番号	3 本件請求文書
文書 1	平成 29 年（行情）諮問第 468 号及び同第 469 号	情報公開開示決定（20170403 公開資第 3 号平成 29 年 5 月 8 日付）の手續に關与した公務員等の出勤簿及び，前記記載した開示決定の決裁文書
文書 2	平成 29 年（行情）諮問第 552 号及び同第 553 号	補正命令書（20170804 公開資第 1 号）（平成 29 年 8 月 9 日付）に關する行政文書一切（決裁文書及び，その決裁に關与した公務員等の出勤簿含む）
文書 3	平成 29 年（行情）諮問第 554 号及び同第 555 号	書留番号「特定番号」を處理した際の行政文書一切（決裁文書及び，その決裁に關与した公務員等の出勤簿含む）

別紙 2 本件対象文書

1 文書	2 原処分	3 諮問番号	4 本件対象文書
文書 1	原処分 1	平成 29 年 (行情) 諮問 第 468 号	行政文書開示決定通知について (20170403 公開資第 3 号)
文書 2	原処分 2	平成 29 年 (行情) 諮問 第 469 号	情報公開開示決定 (20170403 公開資第 3 号 平成 29 年 5 月 8 日付) の手続に関与した職員 6 名の「平成 29 年出勤簿」 (「特定個人」の出勤簿含む)
文書 3	原処分 3	平成 29 年 (行情) 諮問 第 552 号	審査請求に対する補正命令書について (20170804 公開資第 1 号)
文書 4	原処分 4	平成 29 年 (行情) 諮問 第 553 号	補正命令書 (20170804 公開資第 1 号 平成 29 年 8 月 9 日付) の決裁に関与した職員 5 名の「平成 29 年出勤簿」
文書 5	原処分 5	平成 29 年 (行情) 諮問 第 554 号	審査請求書 (平成 29 年 6 月 7 日)
文書 6			審査請求の修正依頼書 (平成 29 年 7 月 18 日)
文書 7			審査請求書一部訂正書 (平成 29 年 7 月 23 日)
文書 8			審査請求に対する補正命令書について (20170804 公開資第 1 号)
文書 9			補正書 (平成 29 年 8 月 12 日)
文書 10	原処分 6	平成 29 年 (行情) 諮問 第 555 号	20170403 公開資第 3 号に対する審査請求の補正命令の決裁に関与した職員 5 名の「平成 29 年出勤簿」